

大野町運動公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 主旨・目的

大野町においては、平成30年（2018年）7月に道の駅「パレットピアおおの」が開駅し、令和元年（2019年）12月に大野神戸ICが大垣方面へ開通しました。さらに令和7年8月30日には岐阜方面へも開通し、県内全域が開通する予定です。これにより町を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は自然環境の保全と都市開発のバランスを考慮しながら、町と町民と関係機関が協働し、地域の活性化につなげ、持続可能で自立した社会の構築を目指します。

本町においては、レインボースタジアム、メイプルグラウンド、ホテル野外ミュージアム等の施設を有し、各種大会の競技会場として利用されている町内最大の屋外体育施設として、2000年（平成12年）3月に大野町運動公園が開園しました。

レインボースタジアムは、内野には良質の黒土、外野は天然芝を配した球場で、(財)全日本軟式野球連盟の公認第1種の規格を満たす素晴らしい球場で、立地についても、岐阜市、大垣市から車で約30分と距離が近く、東海環状自動車道大野神戸IC、本巣ICから約10分と利便性も高い球場です。また、広い駐車スペースも完備しており、大会関係者、競技者、応援者など多くの利用者にとって非常に利用しやすい球場となっています。すでに高等学校野球連盟、軟式野球連盟、東海地区大学野球連盟など幅広く利用されており、今後さらなる活用が見込まれます。

町内でも、スポーツ少年団や中学校の軟式野球チームの練習や公式戦に活用されており、さらに令和7年度からは県内2例目の「ドラゴンズベースボールアカデミー岐阜・大野町校」が開校したことにより、青少年の健全育成や体力の向上にとっての欠かせない施設となっています。

今後は利用者のニーズや期待にしっかりと応えられる施設を目指して、スコアボードの更新、スピードガンの設置、ナイター照明のLED化、天然芝の張替えなど、施設のリニューアルを検討しております。町民にとって「誇れる場所」、野球を志す青少年にとって「あこがれの球場」となることを目指し、さらなる魅力向上に取り組んでまいります。

今年は大野町運動公園が開園して25周年という節目の年でもあり、今後も多くの大会関係者、競技者、応援者のみなさまにご利用いただくこととなります。こうした利用者にレインボースタジアムの魅力を伝え、町内の皆さまにも誇りを持ってご利用いただけるよう、球場の付加価値を高め、利用者の満足度向上を図りたいと考えています。

その第一歩として、町有施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を売却し、民間資金を導入することで、持続可能な施設運営および施設サービスの維持・向上、施設のさらなる魅力向上を図ってまいります。つきましては、「ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）」を募集します。

2 導入のメリット

(1) パートナー企業等（施設命名権者）にとって

① PR効果が期待できます。

命名した愛称が、町の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することによ

り、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

② 地域活性化に貢献できます。

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

③ イメージアップにつながります。

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

(2) 町民・町にとって

① 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります。

② その財源の活用により、施設利用者・町民サービスの向上が期待できます。

3 対象施設

名 称 大野町総合運動公園内 「レインボースタジアム」

所在地 大野町大字野 8 6 0 番地

4 募集条件

町は、原則として次の条件で施設命名権者を公募するものとします。

(1) 契約期間

原則、3年から5年までとします。

更新については、優先交渉権があります。

(2) 命名権料

年額500万円（消費税及び地方消費税別）

希望金額であり、上記の金額以上でも、未満でも応募できます。

(3) 命名条件

- ・ 公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、町民の理解が得られるものとします。
- ・ 愛称の一部には必ず「レインボー」を使用してください。
- ・ 看板等の色彩やデザインについて、事前に大野町教育委員会生涯学習課と協議及び指導を受けてください。
- ・ 新規看板等を設置する場合は、施設管理者の許可を受ける必要があります。
- ・ 愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。
- ・ 提案のあった愛称案については、原則、応募者の都合による変更は認めません。
- ・ 公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。

例示すると、次のとおりです。

① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 政治活動に関するもの
- ④ 宗教活動に関するもの
- ⑤ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ⑥ 個人の名刺広告に関するもの
- ⑦ 人権を侵害するおそれのあるもの
- ⑧ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑩ 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- ⑪ 町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ⑫ たばこの販売促進に関するもの
- ⑬ 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- ⑭ 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走又は小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に係るもの
- ⑮ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑯ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑰ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- ⑱ その他表記する愛称として町長が適当でないとするもの

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、施設命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区 分	大 野 町	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示等の変更（※1）		○
ネーミングライツ・パートナーが変更・新設した名称標示板等の維持管理		○
愛称使用期間終了に伴う原状回復（※2）		○
パンフレット、封筒などの印刷物（※3）	○	
施設ホームページの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係各所と協議のうえ行っていただきます。また、新規の名称標示板等の設置については、設置の可否も含めた協議が必要です。

- ※2 当該施設のネーミングライツを継続実施しない場合は、愛称使用期間満了後、速やかに原状回復していただきます。町がネーミングライツを継続実施し、新たなネーミングライツ・パートナーが選定された場合は、新旧のネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、表示変更の時期を決定していただきます。
- ※3 印刷物については、残部数や改定時期などを考慮しながら、変更時期について協議していきます。

(5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でない認められる者は対象外とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ③ 大野町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成26年要領第1号）の規定に基づく資格停止措置を受けているもの
- ④ 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していないもの
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営むもの
- ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑨ 大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体
- ⑩ 大野町暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第31号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ⑪ 指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行うもの。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
- ⑫ その他町長が適当でないとするもの

5 募集方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式1）
- ② 会社概要（別紙様式2）
- ③ 直近3か年の財務状況を明らかにする書類及び業務の内容を明らかにする書類
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本、現在事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、町税及び地方消費税に滞納がないことを証す

る書類

- ⑦ 法人役員名簿（別紙様式3）
- ⑧ 誓約書（別紙様式4）
- ⑨ 大野町との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（別紙様式5）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 募集期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月17日(水)まで（郵送の場合は必着とします。）
なお、持参の場合の受付時間は開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとします。

(4) 応募・問い合わせ先

大野町教育委員会 生涯学習課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

電話：0585-35-5379 FAX：0585-34-3334

E-mail：shougai@town-ono.jp

(5) 質問の受付

受付期間 令和7年8月18日(月)から令和7年9月9日(火)まで

受付方法は、郵送、FAX、E-mailにより受付します。

回答方法は、メールにて回答します。

(6) その他

- ① 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。

6 選定の方法

選定委員会を設置して、別紙「審査方法」の基準により、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において施設命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。選定審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。その後、選定された候補者と契約内容について協議を行います。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと町が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

[審査基準]

- ・応募企業等の経営の安定性

- ・大野町との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- ・愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- ・応募金額
- ・応募期間

7 契約の締結

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称変更による町民の混乱を避けるため、当該施設命名権者は、次回期間の契約において、優先的に交渉できることとします。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求められます。

8 施設命名権者の公表

施設命名権者選定後、生涯学習課が速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、命名権料、契約期間を広報紙及びホームページ等により公表します。

9 契約の解除

施設命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど施設命名権者としてすることが適当でないと認められるとき、本町は契約の満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合において、原状回復に必要な費用は施設命名権者の負担となります。

10 リスク負担

- (1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、施設命名権者が負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、町と施設命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

(別紙1)

審査方法

1 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、生涯学習課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は、失格となります。

2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、審査委員会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

【審査基準】

審査区分	審査項目	配点
応募事業者等	① 経営の安定性（決算状況）	20
	② 法令遵守（企業における法令遵守の取組状況）	10
	③ 社会貢献実績、文化・スポーツ活動支援の実績等	10
愛称	④ 親しみやすさ、分かりやすさ、施設イメージとの整合性	20
応募条件	⑤ 応募金額（金額の妥当性、町の希望価格との比較）	30
	⑥ 期間（5年：A、4年：B、3年：C）	10
合計		100

【評価基準・得点】

ア 審査基準中、①～④、⑥については、下記の「得点の評価基準」により採点します。

（得点の評価基準）

評価基準	評価	得点
当該審査項目の内容について非常に優れている	A	配点×1.0
当該審査項目の内容について優れている	B	配点×0.8
当該審査項目の内容について標準的である	C	配点×0.6
当該審査項目の内容についてやや劣っている	D	配点×0.4
当該審査項目の内容について劣っている	E	配点×0.2

イ 審査基準中、⑤については、次の算式により採点します。

得点 = 30点 × 当該応募金額 / 最高応募金額（小数点以下第1位を四捨五入）

（算出例）

A者：応募金額500万円（応募者の中の最高金額）

得点 $30 \text{点} \times 500 \text{万円} / 500 \text{万円} = 30 \text{点}$

B者：応募金額250万円

得点 $30 \text{点} \times 250 \text{万円} / 500 \text{万円} = 15 \text{点}$

※ただし、最高応募金額が町希望金額（500万円）未満の場合は、上記の算式のうち、最高応募金額を町希望金額として算出します。

3 交渉権者の決定

内容審査の採点結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者を優先交渉権者として第2位の応募者を次点の者として決定します。

この場合において、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計の最も多い申請者を優先交渉権者として決定することとし、さらに審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計が同点であったときは、これらの者の中から、委員による投票により優先交渉権者を決定するものとします。

なお、審査委員による採点の結果、各委員の合計点数が配点合計の6割に満たない場合は、失格とします。